

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人東京大学契約事務取扱規程に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、契約事務取扱規程第25条第1項の調査（低入札価格調査）を実施します。

ここで、本工事における最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とします。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とします。

- (1) 統一基準における直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) 統一基準における共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 統一基準における現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 統一基準における一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、契約事務取扱規程第25条第1項の規定に基づき調査を実施します。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行います。

- (1) その金額により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 文部科学省工事の工事成績
- (11) 経営状況
- (12) 信用状況
- (13) その他

- 4 低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する場合があります。特別重点調査を実施する場合は、入札説明書にその旨明記していますのでご注意ください。尚、特別重点調査についての具体的な内容については以下の【特別重点調

査についての留意事項】を参照して下さい。

【特別重点調査についての留意事項】

1. 調査基準

低入札価格調査の対象者のうち、「入札価格の工事費内訳書」の各費目別金額が、「予定価格の積算内訳」の各費目別金額に下表に指定した割合を乗じた金額より、1 費目でも下回った場合に特別重点調査を実施します。

但し、本工事においては、「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費10分の1を加えた額として、特別重点調査の要否を判断します。（公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき作成された「入札価格の工事費内訳書」「予定価格の積算内訳」とともに前記調整を実施したうえで金額比較を行います。）

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

2. 調査方法

- (1) 特別重点調査の対象となった場合は、その旨を本学からお知らせしますので、通知日の翌日から起算して7日（暦日。当該日が本学の休日等に当たる場合は直後の平日）以内に調査資料を提出して下さい。
- (2) 調査資料は入札説明書公表時の添付書類「特別重点調査資料等作成要領」により作成し提出してください。調査は以下の通り24項目に渡り、添付資料も必要となりますので、速やかに着手して下さい。尚、必要に応じ本学から別途説明資料を求めることがあります。また、特別重点調査実施対象者は以下の様式以外に必要と認める任意の書類を提出することが出来ます。

1. 当該価格で入札した理由（様式1）
2. 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
3. 下請予定業者等一覧表（様式4）
4. 配置予定技術者名簿（様式5）
5. 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
6. 契約対象工事現場と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
7. 手持ち資材の状況（様式8-1）
8. 資材購入予定先一覧（様式8-2）

- 9. 手持ち機械の状況（様式9－1）
- 10. 機械リース元一覧（様式9－2）
- 11. 労務者の確保計画（様式10－1）
- 12. 工種別労務者配置計画（様式10－2）
- 13. 建設副産物の搬出地（様式11）
- 14. 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- 15. 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－1）
- 16. 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－2）
- 17. 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13－3）
- 18. 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14－1）
- 19. 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－2）
- 20. 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－3）
- 21. 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－4）
- 22. 誓約書（様式15）
- 23. 施工体制台帳（様式16）
- 24. 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

（3）調査資料提出後、工事入札の責任者（役員、支店長、営業所長等）にヒアリングを実施します。このヒアリングの日時、場所は資料提出後に別途お知らせします。

（4）特別重点調査は複数の入札者に対して同時並行で行う場合があります。

3. 調査資料の提出

- （1）調査資料提出期限後の差し替え及び再提出、提出資料の一部不足による追加提出は一切認めません。
- （2）本学が「資料の軽微なミス」と認め修正を要求した場合、あるいは本学が「根拠の補足としての添付資料追加」を認めた場合には、原則として1回限り、本学の了承を得て、資料を再提出することが出来ます。
- （3）調査資料は、様式毎にインデックスを付ける等整理して、ファイリングしたものを1部提出して下さい。また、資料提出の旨記載した公文書（要社印）をファイリングせずに別途提出して下さい。

4. 入札の無効について

調査の進行を妨げる以下の項目に該当する場合、国立大学法人東京大学契約事務取扱規程第20条第1項第9号「その他入札に関する条件に違反したもの」として、入札を無効とします。

- （1）本学の指定した期限までに調査資料の提出を行わない場合
- （2）期限までに提出された調査資料について、「特別重点調査資料等作成要領」で指定する書類（添付資料も含む）が不足している場合
- （3）期限までに提出された調査資料について、「特別重点調査資料等作成要領」で指定

する内容（費用区分や計上ルール等）を満たしていない場合
（４）調査資料提出後の事情聴取に応じない場合

5. 公正取引委員会への通報

調査資料のうち、誓約書（様式１５）の提出が必要となる場合は、公正取引委員会に対し関係情報の提供等を行います。

6. 調査の打ち切り

複数の入札者に対して同時並行で行う調査において、入札上位者を落札者とした場合については、調査を打ち切ります。

7. 取引停止等

入札の無効や落札者としないうことにより、直ちに取引停止等の措置を講ずることはありませんが、虚偽の資料や説明（資料未提出含む）又は事情聴取に応じない等の悪質な事由が判明した場合は、その行為について措置の対象となります。

8. 契約締結について

入札説明書及び現場説明書に記載のあるとおり、特別重点調査を受けた者と契約する場合、前金払の割合については請負代金額の１０分の２以内となります。

9. その他

- （１）特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行います。
- （２）特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は（１）に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに取引停止措置を講ずることがあります。